

令和8年度 青森県 介護事業所業務改善支援事業費補助金

業務改善をサポート！

必要なコンサルティング経費の補助を行います。

対象事業所	青森県内に所在する介護事業所 (介護保険法に基づく全サービスが対象です。) 養護老人ホーム及び軽費老人ホーム
対象事業	介護事業所が厚生労働省作成「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」に基づき、 知識・経験を有する第三者（業務改善支援事業者） の支援を受けて職場環境の改善を図る事業
補助対象経費	業務改善支援事業者の支援を受けた職場環境改善に資する次の①～③の取組に必要な経費 ①事前評価（課題抽出） ②業務改善に係る助言・指導等 ③事後評価等 ※ 報酬、報償費、旅費、役務費、使用料及び賃借料、委託料、需用費 
補助率	1／2（1事業所あたり30万円以内）
申請受付期間	令和8年10月30日（金）【必着】 ※申請を希望される場合は、事前に下記あて御連絡ください。

補助要件、様式等の詳細については、下記 URL にてご確認ください。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/koreihoken/kaigo-consulting.html>

青森県庁ホームページ「青森県介護事業所業務改善支援事業費補助金」

【担当】青森県健康医療福祉部高齢福祉保険課 介護事業者グループ
メール：kaigo_todokede@pref.aomori.lg.jp

